

的に少ない寄せ集めのスタッフで、大役をこなせない。

三つ目は、対処方針は感染症対策だけでなく、次第に社会経済的な対応も含む方向へ広がっていくが、感染症の専門家会議しか組織されていないために、感染症専門家が幅広い分野にわたる説明を国民にしていかなければならない状況に追い込まれている。

四つ目は、感染症がもたらす社会経済全体への影響と対策について、本来は政府が感染症対策と社会経済対策への方針を総合的に判断して打ちさねばならないにもかかわらず、その対応能力と姿勢を欠いたままだから、長期的な予測や対策が明示できないまま時が過ぎゆく無責任な事態が進んでいる。この感染症は第2波、第3波が襲ってくる可能性が日増しに強まっていく中で、またしても対応が後手後手に回り、傷口が広がりがねない懸念が高まっている。

とくに新型コロナ感染症の特命大臣を任命してから、感染症対策の役所である厚労相や内閣の総合調整を担う官房長官の影が薄くなっている。政権内部に分裂が生じ、決定と責任の分担があいまいになっていることも指摘されている。

／／大規模感染症対策の国と自治体の責任、“出口戦略”をめぐって

2月末に首相が唐突に表明した「学校の休校要請」4月7日に発した「緊急事態宣言」はいずれも公衆衛生上の必要からの外出自粛、社会経済活動の制限だが、同時に国民の暮らしや経済活動を大きく制約することから、要請や制限をいつ解除するかの“出口戦略”が常に問題になった。今回の宣言延長はさらにその期間を延ばすものだから、いつ、どのように制限を解除するかが問題になっている。

4月の宣言の際には「休業要請するには補償が不可欠」とする自治体側と、「休業補償はしない」とする国側で論争や対立があった。最終的には国が補正予算で組んだ1兆円の特別地方交付税を財源に自治体が補償代わりに支給することを認め、自治体側がさらなる交付税の上乗せを求める対立があった。

今回の宣言延長に際しては、34県については県ごとに制限解除を行うことは認めたが、制限を続ける13都道府県については感染症の動向を見ながら自治体に対応を委ねた。

こうした流れの中で、大阪府の吉村知事は「出口戦略なしの宣言延長は無責任」と真っ向から政府の対応を批判し、独自の出口戦略基準を定めることを表明した。これに対して西村担当相は「休業要請は知事の権限で行い、解除するのだから、知事の権限で裁量するのは当然だ。国に基準を求めるのは大きな矛盾だ」と反論した。

今回の地球規模のパンデミックは未曾有の新型コロナ感染症の拡大であり、国民のいのちと健康、暮らしに甚大な被害をもたらしている。その対応は「大規模災害」として国が全力を挙げて取り組むのは当然だ。ただ、感染症蔓延の状況は、国内でも地域によって異なるから、住民のいのちと健康、暮らしに責任を持つ自治体が責任をもって具体的な対応をするのも、また当然のことである。この国が地方分権システムに移行して20年目の節目の年に起きた大規模感染症への対応は、自治体にとっても大きな試金石になる。

大規模災害における国と自治体それぞれの役割と責任は、阪神・淡路大震災以降25年を経て、繰り返し明らかになっている。政府と自民党には「災害」として認識しているかどうか危うい面はあるが、感染症の拡大に伴い住民のいのちと暮らしが危機に瀕し、地域社会と地域経済が破綻に直面している状況は、まぎれもなく「大規模災害」である。

これに対応する国（政府）の役割と責任は、感染症の拡大を止めるために医療崩壊を防ぐ財政的、人的支援の緊急措置を取るとともに、自力で対応しきれない地域への全面的な支援態勢を組むことであり、そのために必要な法的措置を講じる責任がある。

ところが「緊急事態宣言」による行動制限は「医療崩壊を防ぐため」としながら、医療崩壊を防ぐための人的、物的、財政的支援は“かけ声”と微々たる補正予算にとどまっている。抜本的な財政措置と人的支援が3カ月経っても進んでいない。冒頭に述べた通り、政府はその収束への見通しも判断材料も提示できておらず、政策の振幅も激しく、国民や自治体の期待に答えられていない。

このような時こそ、自治体の出番ではないか。政府に対して国本来の責任を果たすように一致して求めるとともに、住民・市民との連携を深めて独自の判断で政策能力を競う。手ごわいウイルスを克服する決め手は市民との連携にある。住民自治の仕組みと具体的な施策が問われる。

※お詫び 前回の記事で、中国の習国家主席の名前が「周」となっていたことを訂正します。